

# 西東京市立ひばりが丘中学校 学校いじめ防止基本方針 令和7年度改定

## 1 基本的な考え方

「いじめ」とは、ある生徒に対して一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的影響を与える行為であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(インターネットを通じて行われるものを含む)なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。本校では、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、発生時には早期に的確に対応する。

- ① いじめ防止対策委員会を立ち上げ、いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめに向かわせないための取組を各教科や特別活動等の全ての教育活動を通して実践する。
- ② 教職員の人権感覚を磨き、生徒の些細な言動から心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高める。
- ③ いじめ発生時には早期に適切な対応を心がけ、いじめられた生徒を徹底して守りぬく。

## 2 未然防止のための取組

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、学校における教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

- ① 生徒が、自己有用感を高め自尊感情を育むことができ、学級の一員としての自覚をもてる学級づくりを学級経営の柱とする。
- ② 教室の環境整備に努め、生徒が落ち着いて学習できる環境を作りをする。
- ③ 一人一人を大切にしたい楽しい授業・わかる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味あわせる。
- ④ 道徳や学級活動、年3回行われるひばり月間などを通して、日常的にいじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念を持たせるよう指導する。また、いじめを見て見ぬふりをすることは、いじめを認めることに等しいことや、いじめを見たらやめさせる、先生や他の友達に知らせる等、実践的な態度を養う。(6, 11, 2月にアンケート実施)
- ⑤ 日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者とかかわる機会や社会体験を取り入れ、他者の傷みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。

## 3 早期発見のための取組

- ① 全教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。
- ② 全校生徒に各学期1回の学校生活意識アンケートの実施、保護者には家庭での様子に変化があった場合にはすぐに連絡を頂くなど、生徒の悩みや人間関係を把握し、共に解決しようとする姿勢を示し、信頼関係を深め、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ③ 生徒及び保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談ができる体制を整備するとともに、積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- ④ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、交友関係や悩みを把握するよう努める。家庭においていじめのサインを見つけたり、クラスの友人からの訴えにより早期発見できるようにしておく。
- ⑤ 月に一度、月間生活目標自己評価アンケートを実施する。アンケート内には、学校生活全般に関わる記入欄を設け早期発見ができるようにする。また記述があった場合に備え、早期解決を図れる体制を整えておく。
- ⑥ 様子に変化が見られる場合には、いじめ防止対策委員会が中心となり、教員が情報を共有出来るようにし、関係生徒へ積極的に働きかけを行い、安心感を持たせると共に問題の有無を確かめ、早期解決を図る。

### ★いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍するしている等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 4 早期対応のための取組

### (1) 初期対応の取組

いじめを認知した教職員は、その時、その場でいじめを止めると共に、学校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をして問題の解決にあたる。いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。

- ① 正確な実態把握 ⇒ 「いじめ防止対策委員会」を開催する。いじめにかかわる関係生徒、第三者からも詳しく聞き取り、記録する。関係教職員と情報を共有し、いじめの全体像を正確に把握する

#### 事実確認について

- ☐ いつ・どこで・誰が・どのような行為をしたか
- ☐ 継続性や組織性（一度限りか、繰り返しのかな、複数なのかな）
- ☐ 被害の状況（身体的被害、精神的被害、財産的被害）

指導体制、方針決定 ⇒ 指導のねらいを明確にすると共に、全ての教職員の共通理解を図る。対応する教職員の役割分担を検討する。生命又は身体の安全が脅かされるような重大な事案及び学校だけで解決が困難な事案は教育委員会、警察等へ連絡し連携を図り、毅然とした姿勢で対応する。

### (2) 被害児童・生徒への支援

- ① 生徒の安全を最優先に考え、他の生徒達の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。生徒を保護し、身体的・精神的な被害についての的確に把握し、迅速に初期対応する。
- ② 休み時間や登下校、清掃時間等の際も教師による見回りを行い、被害が継続しない体制を整える。
- ③ つらく苦しい気持ちに共感し、「いじめから全力で守る」ことを約束する。
- ④ いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。その際、必ず解決への希望を持つことを伝え、自信を持たせる言葉かけなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

### (3) 加害児童・生徒への指導

- ① 相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う。いじめが人として決して許されない行為であることや、いじめられる側の気持ちを認識させる。
- ② いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- ③ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導の他、更に出席停止（教育委員会）や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

### (4) 保護者との対応

- ① 保護者とは直接会って、具体的な対策と今後の学校との連携方法を話し合う。

## 5 組織的な対応の在り方

### (1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。いじめ問題に特化した「いじめ防止対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

- ① 委員会の開催時期は必要に応じてとするが、基本的に学期に1回程度開催する。いじめ事案の発生時は、緊急会議を開催し、対応を協議、決定し、事案に応じて教職員に周知徹底する。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされる重大な事案が発生した場合には、速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に解決にあたる。

### (2) 相談体制

- ① 三者面談等による定期的な面談時に、いじめに関する内容を必ず取り入れるようにする。
- ② 教育相談週間を設けるなど、担任やSCへの相談が気軽にできる体制作りを行う。

参考資料を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について全教職員で共通理解を図る。

- ① 教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど、教職員の指導力やいじめの認知力を高めるための研修や、SC やソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を年に1回以上計画的に実施する。
- ② 初任者等の若い教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう、具体的な取組を通じて、必用な知識・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、いじめに対する全体的な力量が効果的に得られるように配慮する。